

## 第4回東海村空家等対策審議会 次第

日 時 令和7年10月9日（木）

午前10時から

場 所 東海村役場 別館101会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

(1) 特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

(2) 特定空家等に対する措置の方針（案）

(3) 東海村空家等対策計画（第三期計画）  
管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）

(4) その他

### 4 閉 会

議事（１） 特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

本審議会にあつては、東海村附属機関の設置に関する条例において、下表のとおり、空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関することを担当することとなっています。

● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の 属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 <u>(1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。</u> (2) 特定空家等に対する措置の方針に関する こと。 (3) その他空家等の対策に関し村長が必要と 認めること。 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの 判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告、命令、代 執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

令和2年12月16日に開催した第1回東海村空家等対策審議会においては、本件について審議することになったことから、資料No.7-1「特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）」について、意見を求めます。（第3回東海村空家等対策審議会からの継続審議です。）

## 議事（２） 特定空家等に対する措置の方針（案）

本審議会にあつては、東海村附属機関の設置に関する条例において、下表のとおり、特定空家等に対する措置の方針に関することを担当することとなっています。

### ● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の 属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 (1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。 (2) <u>特定空家等に対する措置の方針に関する</u> <u>こと。</u> (3) その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること。 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告、命令、代執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

令和2年12月16日に開催した第1回東海村空家等対策審議会においては、本件について審議することになったことから、資料No.8-1「特定空家等に対する措置の方針（案）」について、意見を求めます。（第3回東海村空家等対策審議会からの継続審議です。）

議事（3） 東海村空家等対策計画（第三期計画）

管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）

本審議会にあっては、東海村附属機関の設置に関する条例において、下表のとおり、その他空家等の対策に関し村長が必要と認めることを担当することとなっています。

● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1 次に掲げる事項の審議に関すること。 (1) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。 <u>(3) その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること。</u> 2 次に掲げる事項の審査に関すること。 (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。 (2) 特定空家等に対する措置(勧告、命令、代執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。

令和7年7月8日に開催された第18回東海村空家等対策地域連絡協議会において、令和8年度までに、東海村空家等対策計画（第三期計画）を策定することが確認されました。このことから、資料No.9「東海村空家等対策計画（第三期計画） 管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）」について、意見を求めます。